

上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 名称

上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託

(2) 目的

和歌山市では平成30年4月から上下水道事業の組織統合に伴い、一体的・効率的な事業運営の施策を検討する。

水道事業（工業用水事業含む）及び下水道事業は、施設の老朽化が進んでいることから、今後は限られた財源やマンパワーで「未普及解消（下水道）」と「既存施設の維持管理、統廃合を見据えた改築更新」の両方に力を注いでいかなければならない状況である。

これらの課題を踏まえ、和歌山市上下水道事業の適正な経営改善計画を策定するために、現在の経営状況を把握し、施設の統廃合を含む改築更新事業等への民間活力活用のための官民連携手法を検討するとともに、上下水道事業の一体的・効率的な事業運営の施策を検討することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

2 調査対象

(1) 対象事業

上水道・工業用水道・公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水事業

(2) 施設概要

水道			下水道			
浄水場	配水池	管路	処理場	汚水ポンプ場	雨水ポンプ場	管路
6 か所	23 か所	1,535km	3 か所	11 か所	15 か所	816km
(内数)	(内数)	(内数)	(外数)	(内数)		(内数)
上水	上水	上水	農集	合流		汚水
4 か所	23 か所	1,489km	3 か所	3 か所		718km
工水	工水	工水	漁集			雨水
2 か所	0 か所	46km	2 か所			98km

3 業務内容

上述「1 業務概要（2）目的」における本市の課題を踏まえ、施設の統廃合を含む改築更新事業等への官民連携手法を検討するとともに、上下水道事業の一体的・効率的な事業運営の施策を検討する。

以下に示した事項について調査、分析、検討、資料作成等をもとに、財務シミュレーション等による経営診断、施設面の効率化に向けた診断及び上下水道事業の一体化の効果も含めた先進的な対策の調査報告書をまとめる。

（1）事業の現状把握

本市の自然・社会的条件及び上下水道施設及び上下水道財政に関する資料・データ等を収集・整理して現状を把握する。

〈現状を把握する項目〉

- ①業務プロセスの整理
- ②人員配置、体制の整理
- ③主な施設、設備の IT 機器の配置、運転状況の整理
- ④維持管理、改築更新等の契約、支出状況の整理
- ⑤ユーティリティ調達及び使用状況の整理
- ⑥現在の外部委託等の企業との契約状況の整理に関する調査
- ⑦財政に関するデータ（収益的収支、資本的収支、貸借対照表等）
- ⑧本市の水道ビジョン等
- ⑨本市の上水道施設整備基本計画等
- ⑩下水道第 1 次経営計画等
- ⑪下水道事業計画及び全体計画
- ⑫その他（各種上位計画等）

（2）経営改善診断

- ①施設の統廃合の整理と施設整備費の算定
- ②IT 等の新技術導入の検討
- ③上下水道事業の一体的、効率的な事業運営の検討
- ④国内外における先進的な他地域の上下水道事業との比較
- ⑤PPP/PFI 手法導入可能性の検討
- （ア）事業スキームの比較検討（ケースの設定）
- （イ）事業条件の設定
- （ウ）要求水準・官民リスク分担等に関する検討

- (エ) 民間参画意向調査等の実施及び整理
- (オ) 財務シミュレーションの実施
- (カ) 各手法の費用総額の算定及び比較
- (キ) 適正な料金体系の検討
- (ク) 従来手法と PPP/PFI 手法による事業スキームの比較評価 (VFM 評価)
- (ケ) 定量的、定性的な総合的な評価
- ⑥広域化（複数市町村の区域をまたぐもの）の検討
- ⑦事業スケジュールの検討
 - (ア) 次年度以降の事業化まで考慮した事業実施スケジュールに関する検討及び整理
- ⑧実施に向けた課題と解決策の整理
 - (ア) PPP/PFI 事業実施に向けた検討すべき課題の整理
 - (イ) 課題に対する解決策（案）の整理

4 実施体制

- (1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を実施するとともに、本業務の特質を考慮し、上下水道事業及び地方公営企業会計について専門的知識と経験を有する技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者として、上下水道事業及び地方公営企業会計に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。
- (3) 管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。
- (4) 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、管理技術者と担当技術者を兼ねることはできない。
- (6) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (7) 照査技術者は、適宜成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (8) 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
 - *管理技術者とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、受託者が定める者をいう。
 - *照査技術者とは、成果物の内容について法令や技術上の照査を行う者で、受託者が定める者をいう。

5 業務の着手

受託者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を作成し発注者に提出し、承諾を受けなければならない。業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容
- (8) 照査計画
- (9) 使用する主な図書及び基準
- (10) 連絡体制
- (11) その他

6 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときは、成果物（照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 調査成果報告書 4部
- (2) (1)の概要書 10部
- (3) 打合せ記録 4部
- (4) 参考資料、データ等を記録した電子データ（CD又はDVD）1式

7 検査

- (1) 受託者は、業務完了後に発注者の検査を受けるものとし、業務完了通知書を発注者に提出する際には、資料の整備がすべて完了し、発注者に提出していなければならない。検査に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 検査の結果、発注者から提出資料の修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。ただし、本業務完了後であっても成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、受託者の責任において必要な処理を行うものとする。

8 委託料の支払い

発注者は、受託者が検査に合格した場合は、契約書で定める委託料を支払うものとする。

9 その他

(1) 業務打ち合わせ

受託者は、本業務の詳細及び業務の範囲について和歌山市企業局と連絡を密にすること

(2) 業務資料の貸与

和歌山市企業局は、市が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。

(3) 成果品の管理と権利の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は全て和歌山市企業局のものとし、受託者は許可なく公表してはならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た各種情報を第三者に漏らし、又は、その他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製してはならない。契約期間終了後においても同様とする。

(5) 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、原則として打合せを行った翌日（打合せの翌日が休日等の場合、翌営業日）までに相互に確認し、提出しなければならない。

(6) 履行報告

受託者は、履行報告書を毎月末に作成し、発注者に提出しなければならない。